

事務事業計画書兼評価表(A表)

1 事務事業に関する基本情報					令和	1	年度
事業番号	923		事業名	集落支援事業			
担当課	福祉課		担当係	地域福祉係			
総合計画に最も関連ある施策	施策	2	やすらぎといきがいのあるまちづくり		連絡先	0858-72-3586	
	施策体系	2	高齢者・障がい者福祉		事業区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続	
	主な事業	地域福祉計画の推進					
予算区分	款	3	民生費		事業実施主体	<input checked="" type="checkbox"/> 八頭町 <input type="checkbox"/> その他	
	項	1	社会福祉費				
	目	3	老人福祉費				
	事業	923	集落支援事業		計画期間	開始	H24
					終了	—	

2 事務事業の概要

事業の対象	誰(何)に対してこの事業を行うのか記載。 町全域(郡家地区を東西に分け、全14地区[概ね旧小学校区単位])に住民主体で地域福祉に取り組む組織(まちづくり委員会)を立ち上げ、活動を支援する。 令和元年度末時点10地区(上私都、中私都、下私都、東郡家、大御門、大江、済美、隼、安部、船岡の各地区)		
事業の目的	誰(何)をどうするためにこの事業を行うのか記載。 住民誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるよう、地域における支えあい活動を充実させ、行政と住民が連携して地域福祉を推進するため。		
事業の内容	事業の規模や業務量などを具体的に記載。 集落支援員を各地区に1~2名委嘱し、週3日程度の活動を支援する。また、集落支援補助員として各地区に10~20人程度の事業推進員を委嘱し、活動していただく。		
事業の手段	どういう方法、手順で事業を進めるのか、具体的に記載。 拠点施設でのカフェや体操教室の実施に加えて、子ども交流、世代間交流会、地区サロン、高齢者の交通安全教室、悪質商法対策講座、認知症予防講座、振り込め詐欺予防講座、健康教室、地区再発見散策、料理教室などを開催する。平成29年度からは介護予防・日常生活支援総合事業にも取り組む。また、看護実習の受入れなどにより福祉人材の育成も行う。		
事業の成果到達点	どんな成果を得たいのか、または、何がどうなれば達成か、具体的に記載。 町全域(郡家地区を東西に分け全14地区[概ね旧小学校区単位])で順次、住民主体の地域福祉推進組織(まちづくり委員会)を設立し、官民共同で地域の支えあい活動を推進することによって、地域福祉推進計画の目標である「みんなで支えあい誰もが自分らしくいきいきと幸せに暮らせる 福祉のまちづくり」を実現する。		
根拠法令等	2	1. 法令(義務) 2. 法令(任意) 3. 条例 4. 規則・要綱等 5. なし	法令等名→ 社会福祉法第107条(市町村地域福祉計画)

3 活動指標、成果指標

活動指標		単位	事業の手段を図るものさし	
	A	地区	組織設置数(累計)	
	B	人	集落支援員の数	
	C	回	カフェ・各種教室等の開催回数	
	D			
成果指標		単位	事業の成果、到達点を図るものさし	
	A	回	まちづくり委員会等の開催回数	
	B	日	集落支援員の活動日数	
	C	人	施設等利用者数	
	D			

4 コスト

区分		単位	H28年度	H29年度	H30年度		R1年度		R2年度
			実績	実績	目標	実績	目標	実績	目標
活動指標	A	地区	9	9	10	9	12	10	14
	B	人	9	9	10	11	17	19	26
	C	回	730	1,053	880	868	1,000	1,124	1,200
	D								
成果指標	A	回	72	93	80	97	100	127	140
	B	日	1,773	1,805	1,800	1,907	2,500	2,383	3,000
	C	人	10,847	16,190	12,000	20,149	25,000	23,606	25,000
	D								
トータルコスト		千円	20,791	25,422	30,757	29,032	38,326	43,128	59,369
担当職員数		人	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.5
職員人件費		千円	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	12,000
事業費		千円	12,791	17,422	22,757	21,032	30,326	35,128	47,369
事業費財源内訳	国庫支出金(交付金・補助金)	千円							
	県支出金(交付金・補助金)	千円							
	地方債(借入金)	千円							
	事業収入(使用料・参加費等)	千円							
	一般財源(単町費)	千円	12,791	17,422	22,757	21,032	38,007	35,128	47,369

事務事業計画書兼評価表(B表)

5 実施活動内容・成果(到達点)	令和	1	年度
実施活動内容・成果(到達点)	実施活動内容(具体的に)		
	地域福祉に取り組む組織(まちづくり委員会)を設立し、その活動の拠点となる施設を整備することによって、地域課題を洗い出し、解決策を考える場とすることができている。カフェや体操教室などの各種教室、子ども交流、世代間交流の実施を通じて地域の活性化を図った。		
実施活動内容・成果(到達点)	成果(具体的に)		
	官民共同により平成30年6月には「みんなで支えあい 誰もが自分らしく いきいきと幸せに暮らせる 福祉のまちづくり」を基本目標とした八頭町地域福祉推進計画(計画期間:平成30年度～令和5年度)を策定し、福祉推進の体制を整備した。令和元年度には、上私都地区福祉施設の改修を実施し、活動拠点としての機能強化を図ることができた。また、10地区目となる船岡地区を立ち上げるとともに、集落支援員の2名配置地区を拡充させて総合相談体制の充実を行った。		

6 事務事業の評価

評価項目	評価点	点数	チェックポイント	判断理由・評価コメント(具体的に記入のこと)
必要性 (町民ニーズ)	20	20	①必要性が高い	急速に進む少子高齢化、人口減少などによる様々な地域課題を解決するためには、行政と協働しながら地域で課題を受け止め、地域の福祉活動を通じて、住民同士で支え合う力を強化しなければならない。
		13	②どちらかと言えば必要性がある	
		7	③必要性が低い	
		0	④必要性がない	
妥当性 (町が行わなければならないか)	20	20	①町が行わないといけない	介護保険法の改正により、まちづくり委員会が介護予防・日常生活支援総合事業の受け皿となっているほか、国が進める医療と介護の一体化における高齢者の通いの場としての役割を担っている。八頭町地域福祉推進計画においても、まちづくり委員会が重要な役割として位置付けられており、今後も推進していかなければならない。
		13	②どちらかと言えば町が実施	
		7	③妥当性が低い	
		0	④妥当性がない	
効率性 (コスト削減の余地は無いか)	13	20	①効率的である	既存の地区公民館や統合によって遊休施設となった保育所などの施設を有効活用し、福祉活動の拠点として利用することによって、地域住民にとって身近な場所・地域での活動が可能となっている。
		13	②どちらかと言えば効率的である	
		7	③どちらかと言えば非効率的である	
		0	④非効率的である	
緊急性 (他事業に優先し実施する必要があるか)	20	20	①緊急性が高い	少子高齢化が進み、団塊の世代が後期高齢を迎える2025年を前に、医療費や介護に係る費用を抑制し、若者・現役世代の負担軽減を図らなければならない。そのためにも、介護予防事業や健康寿命を延ばす取組を優先して実施していく必要がある。
		13	②比較的緊急性がある	
		7	③緊急性が低い	
		0	④緊急性がない	
成果 (目的の達成状況)	20	20	①成果が上がっている	カフェや各種教室の開催回数は目標を上回っており、各まちづくり委員会の創意工夫による事業実施の成果が実りつつある。また、令和元年度には新たな組織(1地区)を立ち上げることができた。
		13	②どちらかと言えば上がっている	
		7	③どちらかと言えば上がっていない	
		0	④成果が上がっていない	

一次評価	事業の方向性	点数	評価点合計	判定に至った理由
1	1、拡充する	80点以上	93 評価点による判定 1	令和元年5月に船岡地区まちづくり委員会を立ち上げることができた。また、未設置地区のうち丹比・八東の2地区では既に設立準備会を設置しており、次年度の初旬には両地区でまちづくり委員会が設立される見込みとなっている。
	2、現状維持	60～79点		
	3、改善・効率化し継続	50～59点		
	4、見直しの上縮小する	40～49点		
	5、終期設定し終了	30～39点		
	6、休止	20～29点		
	7、廃止	19点以下		

二次評価	事業の方向性	判定説明・意見
1	1、拡充する	本事業では、みんなで支え合い、安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するため、まちづくり委員会を各地区において立ち上げ、活動の推進・サポート役である集落支援員や集落支援補助員等を配置して、共助による地域福祉や地域活性化のための活動を行っている。令和元年度末時点で町内10地区にまちづくり委員会が設立されており、カフェや各種教室・講座、地域住民の交流など様々な事業が実施され、高齢者を中心とした地域住民の活動拠点として重要な役割を果たしている。平成29年度からは介護予防・日常生活支援総合事業にも取り組んでいるところであり、今後も様々な事業とのタイアップ活動等を通じ、より効果的で効率的な事業展開を進めていただきたい。まちづくり委員会の運営体制に関しては、生活相談の充実化を図るため、平成30年度にはモデル地区2地区を指定して集落支援員を2名体制に増員し、令和元年度には2名体制地区の拡大を実施したところであるが、今後も、状況をみながら適宜必要な見直しを行っていく必要がある。また、町全体としても効率的かつ効果的な事業展開となるよう、地区公民館が担う社会教育的活動との共存・連携等についても、十分な検討・調整を行っていく必要があると考える。なお、まちづくり委員会の設立に至っていない残り4地区については、地元の組織や住民との協議のもと、十分な理解を得たうえで組織の立上げとなるよう、丁寧な調整を進めていただきたい。
	2、現状維持	
	3、改善・効率化し継続	
	4、見直しの上縮小する	
	5、終期設定し終了	
	6、休止	
	7、廃止	

7 課題及び今後の方向性

課題	事業活動に当たり、一番の問題と捉えていること。重点的に手当てする事柄、改善点、工夫したい箇所 まちづくり委員会の設立に至っていない4地区(西郡家、国中、丹比、八東)の早期設立に向けて、地域住民との合意形成を進めていくことが重要である。特に西郡家地区においては、設立の形や方法において他の地区とは異なった工夫・手法を用いていくことが必要であると考えられる。
今後の方向性	上記課題を解決していくため、次年度どんな活動を展開していくのか まちづくり委員会未設立の地区について、集落(区長)や老人会など地域への働きかけを行うとともに、集落説明会、設立検討会、設立準備会の開催、既設のまちづくり委員会への視察などを行い、事業の必要性や重要性についての理解を得ていく。また、令和2年度中に地域福祉推進計画進捗管理委員会を開催し、計画の中間評価を行ったうえで、今後の方向性を検討する。